

衆議院総務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 18 日（木）、第 15 回の委員会が開かれました。

- 1 ①特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）
- ②特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（岩谷良平君外 1 名提出、第 212 回国会衆法第 15 号）
 - ・松本総務大臣、あべ文部科学副大臣、西田総務大臣政務官、中野法務大臣政務官及び政府参考人並びに②提出者中司宏君（維教）に対し質疑を行いました。
 - ・①について質疑終局後、斎藤洋明君外 3 名（自民、維教、公明、国民）提出の①に対する修正案について、提出者中司宏君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、吉川元君（無））
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、吉川元君（無））
 - ・斎藤洋明君外 4 名（自民、立憲、維教、公明、国民）から提出された附帯決議案について、藤岡隆雄君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、吉川元君（無））
（質疑者）西野太亮君（自民）、平林晃君（公明）、吉川元君（立憲）、櫻井周君（立憲）、阿部司君（維教）、宮本岳志君（共産）、西岡秀子君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

西野太亮君（自民）

内閣提出第 34 号（内閣提出法案）

- ア 違法・有害情報への対策の想定
- イ 刑事責任を伴う表現への対応及び本案の対象にフェイクニュースは含まれるのかの確認
- ウ 掲示板事業者やネットニュース配信事業者が大規模特定電気通信役務提供者に該当するかの確認
- エ 義務規定の実効性及び今後のインターネット規制に係る政府の決意

平林晃君（公明）

内閣提出法案

- ア 立法事実とその対応策
- イ EU及び米国と比較した際の本案の評価
- ウ 大規模特定電気通信役務提供者の指定基準
- エ 侵害情報調査専門員に求める人材及び人数の想定
- オ なりすまし投資詐欺や炎上事案への効果

吉川元君（立憲）

- (1) 4 月 17 日に四国で発生した地震の概要と被害への対応
- (2) 内閣提出法案
 - ア 中小のプラットフォームサービスに係る誹謗中傷対策への効果

- イ 政府が想定する投稿削除及びアカウント停止の基準
 - ウ 大規模特定電気通信役務提供者による一定期間内の応答義務の例外となる「やむを得ない理由」の想定
- (3) 相談機関における体制整備に関する課題と政府の支援
 - (4) プラットフォーム事業者の削除対応を支援する第三者機関の設置の必要性
 - (5) 差別禁止のための包括的な法律の制定の必要性

櫻井周君（立憲）

- (1) 内閣提出法案
 - ア 表現の自由と人格権のバランスについての総務大臣の所見
 - イ インターネット上の投資詐欺行為や悪質な「インプ稼ぎ」への本案による効果
 - ウ 削除申出とプロバイダ責任制限法第3条の免責条件の関係
- (2) 誹謗中傷被害における損害賠償額の妥当性
- (3) 人権擁護機関の削除要請に対するプラットフォーム事業者の対応
- (4) プラットフォーム事業者による一定期間以上のログ保存義務の必要性

阿部司君（維教）

- (1) 内閣提出法案
 - ア プラットフォーム事業者が策定する削除指針を政府が周知する必要性
 - イ シャドバン（問題のある投稿を発信者以外の利用者が閲覧不可とする措置）が「送信防止措置」に該当するのか及び発信者への通知義務が適用されるのかの確認
 - ウ 義務規定の履行状況の効果検証の方法及び見直しの時期を5年と設定した理由
- (2) 第212回国会衆法第15号（維新案）
 - ア 内閣提出法案との主な相違点
 - イ 総務大臣が公表に関する指針を策定する理由
- (3) 総務省がX社に求めたヒアリングシート及び説明資料の提出状況
- (4) これまでの誹謗中傷対策の効果及び政府の評価
- (5) SNSの有効性とそのリスクに関する総務大臣の現状認識
- (6) メディアリテラシー教育に関する総務省及び文部科学省の取組及び課題認識

宮本岳志君（共産）

- (1) 内閣提出法案
 - ア 本案に伴う政省令が事業者の削除基準を示すものではないことの確認
 - イ 政省令で策定する大規模特定電気通信役務提供者の応答義務期間を原則7日間とする根拠
 - ウ 削除された投稿の発信者による弁明の機会と不当削除への救済措置の有無
 - エ 政権批判に対して政権側から削除申出があった場合の大規模特定電気通信役務提供者の対応
- (2) 維新案における、公表された送信防止措置の実施状況に対する政府の対応
- (3) 有害情報やフェイクニュースに対する総務省の見解
- (4) アテンションエコノミー、エコチェーンバー、フィルターバブルなどの用語に対する国民の認知度
- (5) 現在のインターネット空間が抱えるリスクについての総務大臣の認識

西岡秀子君（国民）

- (1) 青少年に対するSNS上の誹謗中傷対策の今後の方針
- (2) 学校現場における情報モラルやICTリテラシーの教育について総務省及び文部科学省の取組
- (3) 相談機関に関する取組
 - ア 相談機関間の相互連携の現状
 - イ 適切な相談窓口を周知する必要性
 - ウ 相談員の拡充や研修の強化等の現状
- (4) 令和2年9月に総務省が策定した政策パッケージの見直しも含めた今後の取組
- (5) 内閣提出法案において、大規模特定電気通信役務提供者へ削除基準の策定及び公表を義務付けることの重要性
- (6) プラットフォーム事業者による権利侵害情報の判断支援を行う第三者機関設置の必要性